

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年5月22日

京都市長 門川大作

京都市規則第 3 号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2行財政局の項中「企画調査係長」を「庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(会計室)